

長崎県退職者の再就職に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6に基づき、長崎県（知事部局、議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局）を退職した職員（法第38条の2に規定する職員をいう。以下「県退職者」という。）が、営利企業等（法第38条の2に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）に再就職する場合において、退職管理の適正を確保するために必要な取扱いについて定めることにより、県退職者の再就職の透明性及び公平性の確保を図ることを目的とする。

(再就職者の支援)

第2条 県は、職員として長年培った知識、経験を有する県退職者の雇用を希望する営利企業等に職員が再就職する場合、別に定める長崎県退職者再就職支援の手続により行うこととする。

(他の職員についての依頼等の規制)

第3条 職員は、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 退職手当通算予定職員（職員の退職管理に関する規則（平成28年長崎県人事委員会規則第2号）第5条に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（職員の退職管理に関する規則第4条に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合

(2) 職員が前条に基づく手続として行う場合

(在職中の求職の規制)

第4条 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして別に定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は次に掲げる場合には適用しない

(1) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

(2) 第2条の手続により紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

(3) 職員が、利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として別に定める場合において、別に定める手続により、任命権者の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

(公表)

第5条 県は、毎年度、職員の退職管理に関する条例（平成27年長崎県条例第54号）第3条の規定による届出を取りまとめ、公表できるものとする。

ただし、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、この限りではない。

2 公表できる事項については、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容
- (7) 再就職先における地位

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、退職管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 長崎県退職者再就職制度実施要綱（平成22年10月1日施行）は、廃止する。